

令和4年度 第1回総会

議 事 録

堺市農業委員会

1 開催日時及び場所

日 時 令和4年4月7日（木）午後1時30分から午後2時00分
場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 14人

芝尾 恭典	西尾 朝嗣	光田 裕次
檀野 隆一	柳下 清隆	山本 光男
松川 幸男	池上 正昭	田中 宏
山本 一彦	中野 元裕	藤田 昇
北井 秀信	橋本 雅世	

(3) 欠席委員 0人

なし

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 13人

小林 義博	井上 和夫	野里 孝雄
野口 宜律	中尾 美昭	高岡 一平
塔本 順一	藤原 武平	岸田 勝夫
寺山 忠夫	岡所 次郎	重谷 勝次
坂口 竹四郎		

(5) 欠席委員 0人

なし

3 議事説明員

農業委員会事務局

事務局長 名越 幸司

事務局次長 河邊 眞佐彦

主 幹 山本 幸夫

立石 竜也

4 付議事項

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第 5号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について
- 議案第 6号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 7号 農用地利用集積計画の決定について
(農地中間管理事業分)
- 報告第 1号 農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第 2号 農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第 3号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について
- 報告第 4号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について

5 会議の概要

議長（檀野隆一会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和4年度第1回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において山本一彦委員、中野元裕委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名をお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は、14名中14名でございます。また、農地利用最適化推進委員は13名の出席をいただいております。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第4号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計11件であります。

それではまず、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。ただし、受付番号第65号につきましては、芝尾恭典委員、受付番号第66号につきましては、藤原武平委員に関する事項につき、これを除外してご審議いただきます。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第67号をご説明いたします。

受付番号第67号は、申請地が東区高松で市街化調整区域内にあり周辺は雑種地、宅地及び畑に囲まれており、地目は畑1筆、面積は677平方メートルで現在保全管理中の状態です。

以上1件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合

しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の受付番号第65号をご審議いただきます。

本件につきましては、委員個人に関する事項につき、審議に先立ち「農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定」を適用し、芝尾恭典委員の退席を求めます。

(退席後)

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の受付番号第65号をご説明いたします。

受付番号第65号は、申請地が北区金岡町で市街化調整区域内にあり周辺は田に囲まれており、地目は田1筆、面積は697平方メートルで現在耕うん済の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

以上1件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただい

ている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

審議が終わりましたので、芝尾恭典委員の退席をときます。

(入室・着席後)

続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の受付番号第66号をご審議いただきます。

本件につきましては、委員個人に関する事項につき、審議に先立ち「農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定」を適用し、藤原武平委員の退席を求めます。

(退席後)

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の受付番号第66号をご説明いたします。

受付番号第66号は、申請地が中区上之で市街化調整区域内にあり周辺は田、農道及び宅地に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,779平方メートルで現在耕うん済の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

以上1件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただい

ている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

審議が終わりましたので、藤原武平委員の退席をときます。

(入室・着席後)

続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第8号から第10号をご説明いたします。

まず、受付番号第8号は、自己転用するものです。申請人は中区深井畑山町に居住する会社役員と医師で、申請地は中区深井畑山町の畑1筆、面積は1,298平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は近隣の運送業を営む法人より駐車場が緊急に必要である旨の要望があったため、本申請地を露天駐車場として整備するものです。

申請は令和4年3月22日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第43条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、敷地内にU字溝を設置し、西側府道雨水管に接続する計画です。周囲にはL型擁壁及びネットフェンスを設置する計画です。その

他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第9号は、自己転用するものです。申請人は美原区太井に居住する不動産賃貸業を営む個人と東京都杉並区西荻北1丁目に居住する会社役員で、申請地は美原区太井の田1筆、面積は1,263平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は近隣の運送業を営む法人より駐車場が緊急に必要な旨の要望があったため、本申請地を露天駐車場として整備するものです。

申請は令和4年3月22日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第46条に該当し、第2種農地ですが、他の土地も検討した結果、代替性はないものと判断されたものです。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、敷地内にU字溝を設置し、東側用水路及び西側道路側溝へ放流する計画です。周囲にはブロック積みのうねネットフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第10号は、自己転用するものです。申請人は大阪府松原市南新町2丁目に居住する農業者で、申請地は北区中村町の田1筆、面積は271平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は現在居住の住居が手狭なため、自己の耕作地に近接した本申請地に農家住宅を建築するものです。

申請は令和4年3月23日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第43条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については、南側市道污水管に接続する計画です。雨水については、敷地内にU字溝を設置し西側から放流する計画です。周囲にはL型擁壁を設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第52号から第54号をご説明いたします。

まず、受付番号第52号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が西区草部に居住する土木業を営む法人の役員で、申請地は西区山田4丁の田4筆、面積は合計1,787平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、事業拡大に伴い現在使用している駐車場が手狭となったため、本社から近距離にある本申請地を取得し、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和4年3月23日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、自然浸透及び敷地内に集水桝を設置し東側既設排水口に放流する計画です。周囲にはブロック3段積及び既設コンクリート擁壁を利用する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第53号は、所有権を移転し転用するものです。申

請人は譲受人が大阪府松原市丹南2丁目で中古車販売業を営む法人と大阪府松原市天美東7丁目で中古車販売業を営む法人で、申請地は東区八下町2丁の田2筆、面積は合計413平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は事業拡大に伴い、事業所敷地内の駐車場が手狭となったため、事業所と近距離にある本申請地を取得し、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和4年3月25日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第43条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、勾配により北側から放流する計画です。周囲にはブロック設置の上メッシュフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第54号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が中区深井東町で運送業を営む法人で、申請地は中区小阪の田2筆、面積は合計979平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は都市計画法第29条の開発許可を受け、本申請地を取得し、一般貨物自動車運送事業所を建築するものです。

申請は令和4年3月25日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第43条第2号ロに該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については、敷地内既設汚水柵より北西側府道の下水管に接続する計画です。雨水については、敷地内に雨水柵を設置し、東側及び南側水路へ放流する計画です。周囲には擁壁を設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はあり

ませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」をご説明いたします。受付番号第34号から第36号をご説明いたします。

まず、受付番号第34号は、申請人は東区日置荘田中町に居住する会社員兼農業者で、申請地は東区日置荘田中町の田1筆、面積は816平方メートル、現在野菜の状態です。

本件について、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第35号は、申請人は東区日置荘田中町に居住する農業者で、申請地は中区深井東町と東区日置荘西町7丁と東区日置荘田中町の田畑21筆、面積は合計8,554平方メートルのうち8,302.80平方メートル、現在ハウス及び野菜の状態です。

本件について、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第36号は、申請人は美原区阿弥に居住する農業者で申請地は美原区阿弥の田1筆、面積は661平方メートルのうち576平方メートル、現在うね及び野菜の状態です。

本件について、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

また、いずれも当該地区協議会におきまして、適用農地の可否及び

当事者の適格性について、承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第5号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第5号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」をご説明いたします。受付番号第16号と第17号をご説明いたします。

まず、受付番号第16号は、相続人が美原区平尾に居住する農業者で、申請地は美原区平尾の田4筆、面積は合計1,927.47平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

次に、受付番号第17号は、相続人が美原区平尾に居住する農業者で、申請地は美原区平尾の田4筆、面積は合計1,927.47平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、特例農地の利用状況について確認書抜粋表のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案の

とおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第186号から第193号をご説明いたします。

まず、受付番号第186号は、申請地は美原区南余部の田1筆、面積は1,712平方メートルで、現在ハウス及び野菜の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第187号は、申請地は美原区阿弥の田1筆、面積は1,041平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第188号は、申請地は中区福田の畑1筆、面積は1,709平方メートルで、現在ハウス及び野菜の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第189号は、申請地は東区日置荘原寺町と東区高松の田4筆、面積は合計2,693平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第190号は、申請地は南区大森の田2筆、面積は合計938平方メートルで、現在うねの状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第191号は、申請地は南区泉田中の田5筆、面積は合計1,049平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年で、解除条件付きの貸借です。

次に、受付番号第192号は、申請地は南区大庭寺の田1筆、面積は565平方メートルで、現在うねの状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年で、解除条件付きの貸借です。

次に、受付番号第193号は、申請地は北区中村町の緑地（現況畑）1筆、面積は955平方メートルで、現在保全管理中の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年で、解除条件付きの貸借です。

以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

（質疑・意見なし）

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第7号「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第7号「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」をご説明いたします。受付番号第194号をご説明いたします。

なお、本件は農地中間管理機構である大阪府みどり公社が借り受けた農地を転貸するものです。

受付番号第194号は、申請地は中区上之の畑2筆、面積は合計1,228平方メートルで、現在保全管理中の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から借受人へ3年です。

以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案（農地中間管理事業分）のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

（質疑・意見なし）

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告第1号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第4号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計4件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第1号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第4号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計4件を一括してご説明いたします。

まず、報告第1号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は9件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第2号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は6件ございました。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第3号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は6件ございました。まず受付番号第

29号は、申出者が本人で、主たる従事者の故障、次に受付番号第30号は、申出者が孫で、主たる従事者の死亡、次に受付番号第31号は、申出者が本人で、主たる従事者の故障、次に受付番号第32号は、申出者が本人で、主たる従事者の故障、次に受付番号第33号は、申出者が本人で、主たる従事者の故障、次に受付番号第34号は、申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。いずれも案件を担当地区の委員による現地調査等の確認後、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第4号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は2件ございました。まず受付番号第76号は、申請地が南区泉田中の田2筆、面積は合計875平方メートル、現況は露天駐車場、経過年数は10年以上、次に受付番号第77号は、申請地が西区浜寺南町2丁の田畑4筆、面積は合計1,387平方メートル、現況は雑木林、経過年数は80年以上でいずれも総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和4年度第1回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結 果)	(賛否数)
○ 議案第 1号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第 2号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第 3号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第 4号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第 5号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第 6号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第 7号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 報告第 1号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第 2号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第 3号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第 4号	承 認	全 会 一 致

署名委員

会

長

檀野隆一

委

員

山本一彦

委

員

中野元裕